

1. 対象となるはかり

非自動はかり、分銅及びおもりであって、取引又は証明に用いられているもの。主なものは、次のとおり。

- (1) スーパー、商店、露店、行商等で商品の売買に使用するはかり。
- (2) 病院、薬局等で使用している調剤用のはかり。
- (3) 病院、薬局、保健所、各種学校、幼稚園、認可保育所等で使用している身体検査、検診用のはかり。
- (4) 運送事業者等が貨物の運賃の算出等に使用するはかり。
- (5) 農業、漁業等に従事するものが農産物、水産物等の売買、出荷のために使用するはかり。
- (6) 工場、事業場等の原材料の購入・製品の販売・出荷のために使用するはかり。
- (7) 公共機関への報告、または公共機関が行う計量で、統計の公表等を目的として使用するはかり。
- (8) 給食センターで残量調査に使用するはかり。

※ファミリーマート等でヤマト運輸等のはかりを設置している店舗は、定期検査を受検しなければならない。

2. 対象とならないはかり

- (1) 工場、飲食店、パン屋、製麺所等で原料の調合・配合用に使用するはかり。
- (2) 郵便物等の料金の目安を調べるために使用するはかり。
- (3) 農家で肥料配合用の試しはかりとして使用するはかり。
- (4) 医療カルテに記載するためだけのはかり。
- (5) 病院等で投薬量等を決める際に使用するはかり。

3. 計量士による代検査を受けたはかり及び製造、改造又は修理後に検定を受検してから、1年間を経過していないはかりは受検の義務なし。ただし、報告は必要。